

西亀有ヘルパーステーション運営規程

－ 居宅介護支援 －

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人葛飾学園が開設する西亀有ヘルパーステーション（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員、その他の従事者（以下「介護支援専門員等」という。）が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所の介護支援専門員等は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の立場に立って援助を行う。

2 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう中立公正な立場でサービスを調整する。

3 事業の実施にあたっては、関係区市町村、高齢者総合相談センター、地域の保健・医療福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 西亀有ヘルパーステーション
- 二 所在地 東京都葛飾区西亀有2丁目35番地7号（ケアハウス サン・ピエール内2階）

（職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 主任介護支援専門員 常勤1名（兼務）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 二 介護支援専門員 1名以上(内、常勤1名以上)
介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供にあたる。また、高齢者総合相談センターの委託を受け、介護予防居宅支援の提供にあたる。
- 三 事務職員 常勤1名以上（兼務）
必要な事務を行う。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から金曜日
ただし、祭日及び12月29日から1月3日までを除く。
- 二 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

三 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(通常の事業の実施地域)

第6条 通常の事業の実施地域は、葛飾区、足立区の区域とする。

(指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料等)

第7条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとし、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、法令が定める基準によるものとし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスである時は、利用者より利用料を徴収しない。

- 一 介護支援専門員は、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族等に面接して、支援する上で解決しなければならない課題の把握及び分析を行い、その課題に基づき居宅サービス計画を作成する。
 - 二 当該地域における指定居宅サービス事業者に関するサービスの内容等の情報を提供し、サービスの選択を求め、居宅サービス計画及びサービス事業者に関し、利用者の同意を得た上で、サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行う。
 - 三 利用者が介護保険施設等への入所等を希望した場合は、介護保険施設等への紹介その他便宜を提供する。
 - 四 課題の分析については、使用する課題分析票は、居宅サービス計画ガイドライン方式等を用いる。
 - 五 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後においても、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握するとともに、少なくとも1月に1回訪問することにより利用者の課題把握を行い、居宅サービス計画の変更及びサービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行い、少なくとも1月に1回モニタリングの結果を記録する。
 - 六 介護支援専門員は、必要に応じてサービス担当者会議を当該事業所等で開催し、担当者から意見を求めるものとする。
 - 七 介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供にあたっては、利用者の自宅等において、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいよう説明を行うとともに、相談に応じることとする。
- 2 通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援等に要した交通費は、その実費を徴収する。
なお、自動車を使用した場合の交通費も実費を徴収する。
通常の実施地域を越え1km毎に 10円
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名、押印)を受けることとする。

(緊急時における対応方法)

第8条 居宅介護サービスを実施中に、利用者の病状等に急変、その他緊急事態が生じた時は、必要な対応を行なうこととする。その際、主治医に連絡する等、予め指定する連絡先にも連絡することとする。また、管理者に報告しなければならない。

(指定居宅介護支援、指定介護予防支援の利用契約)

第9条 事業所は、指定居宅介護支援、指定介護予防支援の開始にあたり、利用者および家族等に対して利用契約書の内容に関する説明を行った上で、利用者またはその家族等と利用契約を締結するものとする。ただし、緊急を要すると管理者が認める場合にあっては、利用契約の締結はサービスの開始後でも差し支えないものとする。

(介護支援専門員等の健康管理等)

第10条 事業所は、介護支援専門員等に対し、年1回以上の健康診断を受診させるものとする。

(秘密保持等)

第11条 介護支援専門員等は、業務上知り得た利用者またはその家族等の秘密を保持する。

2 事業者は、介護支援専門員等であった者に、業務上知り得た利用者または家族等の秘密を保持させるため、介護支援専門員等でなくなった後においても、これらの秘密を保持するべき旨を、介護支援専門員等との雇用契約の内容とする。

(相談・苦情対応)

第12条 事業所は、利用者からの相談・苦情等に対する窓口を設置し、自ら提供した居宅介護支援または居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス等に関する利用者の要望・苦情等に対し、迅速に対応する。

(損害賠償)

第13条 事業所は、利用者に事故が発生した場合には、速やかに区役所・利用者の家族等に連絡及び報告を行うとともに、必要な措置を講じる。

2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録する。

3 事業所は、利用者に損害すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

(感染症対策等)

第14条 事業所は、感染症対策委員会を設置し、感染症対策に関する指針を整備して予防に努めるものとする。

2 定期的に委員会を開催・研修及び訓練を実施するとともに、その結果について周知徹底を図る。

(非常用災害対策)

第15条 事業所は、非常用災害対策に備えて、火災・風水害・地震等に対処する指針、計画を作成し防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回、避難訓練を行う。また、非常時の食品、飲料水等の必要な備蓄を行う。

(身体的拘束等)

第16条 利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

2 事業所は、緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う場合にあっては、その様態及び時間、その

際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。利用者家族に対して速やかに報告する。

- 3 事業所における身体的拘束等のための指針を整備する。
- 4 介護支援専門員等に対し、委員会を定期的に開催・研修実施するとともに、その結果について、周知徹底を図る。

(虐待防止のための措置)

第17条 事業所は、虐待の発生及び再発の防止をするための委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に十分に周知する。

- 2 虐待防止のための指針を整備する。
- 3 介護支援専門員等に対し、虐待防止のための研修を定期的実施し、担当者を定める。

(業務継続計画等の策定)

第18条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する事業を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、介護支援専門員等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営についての留意点)

第19条 事業所は、介護支援専門員等の質的向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後3ヶ月以内
- 二 継続研修 年1回
- 2 事業所は、適切な運営をしていく上で、職場において行われる性的な言動又は優越感な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護支援専門員等の就業環境が害されることを防止するための方針(ハラスメント対策)の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人葛飾学園と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成15年3月1日より施行する。

- 2 平成18年4月1日法改正により改訂し施行する。
- 3 令和2年3月1日より改訂し施行する。
- 4 令和3年4月1日より法改正し施行する。
- 5 令和6年4月1日より法改正し施行する。